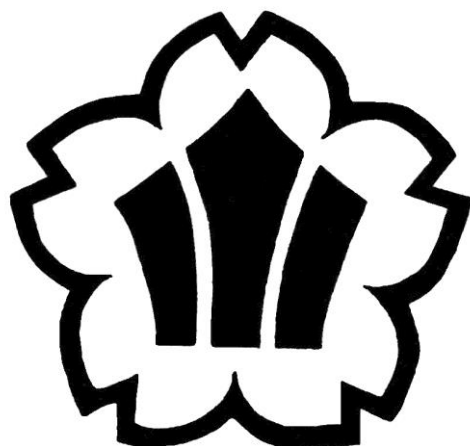


長等小学校

いじめ防止基本方針

いじめをしない、させない、見逃さない



平成30年4月改訂

平成30年度大津市立長等小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童がひとりの人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで本校では教育目標に『心豊かでたくましい子ども』を掲げ、「自ら学び、よく遊び、生き生きと活動する力のある学校」をめざして取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め、社会全体における最重要課題となっています。こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、大津市教育委員会をはじめ、保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識のもと、誰もが、その尊厳を大切にされて健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関は互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめ防止に取り組まなければなりません。

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正

しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	「長等っ子 いじめをしない させない ほっとかない」をスローガンに掲げて、6月に「ふわふわ言葉でいっぱいしよう運動」、10月に「黄緑リボン運動」を、全校が一丸となって展開する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	子ども議会に、いじめ防止について各学級および委員会が企画したことを提案し、よりよい学校生活をつくる。各委員会の連携を図り、運動のシンボルとなる物を作成したり、掲示物を工夫したりする。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	6月と10月はいじめ防止という観点で、学年共同で重点的に教材研究を進め、全学年で命の尊さに関する道徳授業を実施する。 「リラックスタイム」を日課の中に設定し、癒しの音楽が流れる中10秒呼吸法やリラックス体操を行う。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	12月に校内人権週間を設定し、人権の作文や標語、ポスターを制作したり、視聴覚教材を使って学習したりした成果を、全校掲示や放送をすることによって、人権の大切さについて全校で集中的に啓発する期間とする。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	子ども同士の話し合い活動を充実させる。自分たちの問題を自分たちで解決する体験を積みせ、いじめの傍観者を作らない学級経営をする。 6月にストレスマネジメント教育として、「イライラと上手につき合おう」の学習を全学年で実施する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	地域の人権擁護委員やゲストティーチャーによる出前授業を活用し、子どもたちが自分自身のことを大切に思えるようになる参加型の授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	10月に保護者参観で、学級会の授業を全学級が公開する。また、話し合い活動を大切にした授業研究会を実施する。10月にアサーショントレーニングとして、「さわやかな話し方を知ろう、考えよう、身につけよう」の学習を全学年で発達段階に合わせて実施する。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	6月と10月は学年共同で教材研究をすすめ、命を大切にし、思いやる心を育む道徳の授業を実施する。 人権週間では、人権の作文や標語、ポスターを制作したり、視聴覚教材を使って学習したりした成果を、全校掲示や放送をすることによって、人権の大切さについて全校で集中的に啓発する。

g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	「なかよし大作戦」・「ありがとう大作戦」と称して、異年齢集団交流の集会活動や清掃活動、運動会での縦割りによる応援活動等、ペア学級や縦割グループで交流する活動を実施する。 保・幼の年長児と、1年生および5年生の交流活動を実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	4, 5, 6年は、ネット上のいじめ防止に向け、年間指導計画に基づき、学期に1回ずつ情報モラル教育を実施する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の 具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめ対策委員会において検討した、いじめ対策の取組を推進するための研修会や、ストレスマネジメント教育の日常生活への活用のために、10秒呼吸法やリラックス体操、「自分のことも、相手のことも大切にすること」というアサーショントレーニングの研修会を実施する。スクールカウンセラーを交えて情報共有ができる体制を整える。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	いじめ防止基本方針について、年度当初に、子どもや保護者、地域関係者に授業や懇談会、学校協力者会議などを通じて、わかりやすく説明し、学校のホームページで公開する。いじめ対策担当教員とスクールカウンセラーについては、学校通信にて周知する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策担当教員が中心となって、いじめ事案を抱える教員に対して、指導・助言を行い、課題を抱える子どもについては、全教職員が共通理解を図ることにより、担任だけの問題とせず、学校全体で対応していく体制を作る。教員がスクールカウンセラーとスムーズに連携が図れるようにする。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> 皇子山中学校区の4小1中が連携し、10月に黄緑のリボンに一人一人がいじめ防止スローガンを書いて、いじめ防止啓発に取り組む。 いじめ対策委員会のメンバーは学年主任とし、全ての職員に迅速に情報共有ができるようにする。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、

児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回、振り返りアンケートを実施し、その内容を学年部、教務部、管理職による複数の目で把握し、理解・判断・対応する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめ対策担当教員や他の教員が授業に入ることで、複数の目で子どもの状況や様子を把握するとともに、休み時間の見守り活動を行うことにより、子どもが発する小さなサインも見逃さないように努め、いじめの疑いを含めて情報を集約する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	管理職、生徒指導主任、いじめ対策担当教員を中心に、教職員が随時校舎内を巡回することや、登下校時の校門や昇降口での見守り活動を実施し、いじめが多く発生する場所において、子どもの些細なサインを見逃さないようにする。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月、10月、2月を教育相談月間とし、担任と児童との個別面談を行う。希望する児童には、担任以外とも個別面談ができるようにする。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な家庭訪問や懇談の機会において、学校生活でがんばっている点や学校における子どもの様子を伝えるとともに、家庭において、いじめの兆候に気づくことや子どもを見守るポイントを伝えながら、子どもの様子や状況把握の連携を図る。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	インターネットや携帯電話の使い方に関する学習を実施して通信等でその様子を伝えたり、ネット上のいじめに関することを保護者懇談会で話題にしたりして、保護者の理解や危機意識を高めて連携を強化する。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週1回定例のいじめ対策委員会を開催し、各学年および教務部が把握している情報の交流と共有を図り、問題の早期発見・未然防止につなげる。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小中の連携を行い、次年度入学する子どもに関する情報共有のための連絡会を持ち、保育要録や指導要録において、どのような指導が有効であったかなどの情報も含めて共有する。入学後も継続的に連絡会を実施することで、その後の学校生活の様子を確認し指導につなげる。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学年内で担任が交替しながら授業等を行ったり、学年合同授業を実施したりする。多くの目で学級や児童の様子を見取り、情報共有する。 ・定期的な懇談だけでなく、継続して教育相談活動を行うことにより、保護者の不安感を取り除き、保護者からの情報も得やすくする。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめの疑いがあるときは、速やかに緊急のいじめ対策委員会を開いて、情報の共有と対応策の検討を行い、役割分担をして児童や保護者への支援や指導を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	被害児童の思いを共感的に受け止め、安心できる環境を作る。加害児童には、自分の過ちに気がつき心から謝罪が行えるように導く。 いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
c	ネット上のいじめへの対応	加害の子どもには情報モラルに関する指導をした上、被害・加害・関係者のそれぞれを家庭訪問し、保護者の前で書き込みを削除させるなど、初期対応を行う。なお、加害を特定する場合は十分留意する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生したときなど、子どもにアンケート調査を実施する必要があると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別面談を実施するなど、いじめ事案の事実確認を含め、実態把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	把握した事実の報告と解決に向けた学校の取組について速やかに連絡をし、保護者の思いを丁寧に聞いて、理解と支援を依頼する。対応後についても、保護者の心配な気持ちに寄り添い、その後の児童の様子について報告することによって、保護者と継続的な連携を図る。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
・生徒指導・教育相談に関する報告・連絡・相談の「ほうれんそうシート」を活用し、どの事案も組織対応し、継続的に支援していく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

②構成員

(定例およびいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議)

構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員(教育相談担当兼務)、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

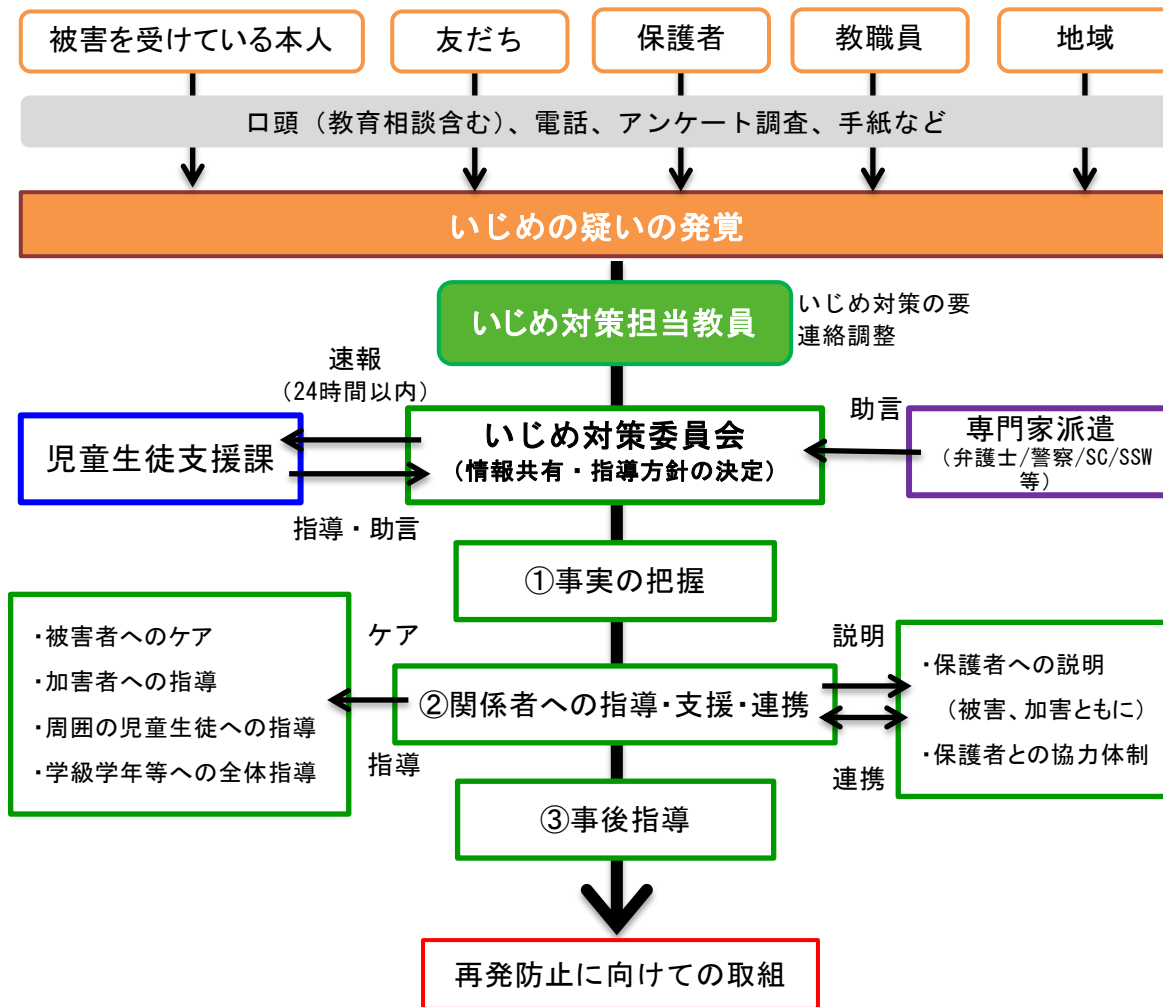
(拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議)

構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員等の学校教職員他、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等学校関係者とし、学校協力者会議と兼ねて実施します。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、たくましい体と心を育てる部会(生徒指導部会)、豊かな心を育てる部会(特活部会)、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議〈子どもを語る会〉〈本年度の取組についての共通理解〉（①・②・③） 家庭訪問（②）	
5	家庭訪問（②） 職員会議〈子どもを語る会〉〈いじめ防止研修〉（①・②・③） PTA総会（①・②） なかよし大作戦〈縦割集会活動〉（①） 教育相談アンケート実施（①・②） 小中連絡会（①・④） 保幼小連絡会（①・④）	
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談月間〈全児童との個別相談〉（②・③） ストレスマネジメント教育（①） 職員会議〈子どもを語る会〉（①・②・③） 拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）（④）	・児童会を中心とした「ふわふわ言葉でいっぱいにしよう運動」の実施
7	保護者との個人懇談会（②・④）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③） 職員会議〈子どもを語る会〉（①・②・③）	
9	運動会に向けての全校的な取組（①） ストレスマネジメントの再点検（①） 教育相談アンケート実施（②・③） 職員会議〈子どもを語る会〉〈いじめ防止研修〉（①・②・③）	・児童会を中心とした運動会における縦割り応援活動の実施

10	いじめ防止啓発月間 (①・④) クリーン大作戦〈縦割清掃活動〉(①) 教育相談月間〈全児童との個別相談〉(②・③) アサーショントレーニング (①) 学級会の保護者参観および学級懇談会 (①・②・④) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③)	・児童会を中心とした「黄緑リボン運動」の実施
11	保幼小交流 (①) 拡大いじめ対策委員会 (学校協力者会議) (④) なかよし大作戦 (縦割集会活動) (①) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③)	
12	校内人権週間 (①) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③)	
1	教育相談問アンケート (②・③) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③)	
2	ありがとう大作戦〈縦割集会活動〉(①) 教育相談月間 (②・③) 拡大いじめ対策委員会 (学校協力者会議) (④) 保護者懇談会 (④) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③) 小中連絡会 (①・④) 保幼小連絡会 (①・④)	
3	職員会議〈子どもを語る会〉〈本年度いじめ防止対策の成果と課題・次年度への改善点について〉(①・②・③・④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) リラックスタイム (①) 登下校の見守り活動 (①・②) 学年部会・教務部会・いじめ対策委員会 (①・②・③) SC訪問相談 (①・②・④) 報・連・相シートの活用 (②・③)	・月1回、子ども議会を開催。学校生活に関する諸問題を話し合い、解決を図る。
学期に1回	4年生以上 情報モラル教育 (①)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5 その他 (資料等)

1. 平成30年度

長等小ストップいじめアクションプラン

《子どものアクション》

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりの推進
 - ・互いの良さの認め合い
 - ・学校生活の基本ルール尊重
 - ・優しい声かけ
 - ・話し合いによる問題解決
- 児童会や委員会活動によるいじめをなくす取り組みの推進
 - ・子ども議会を中心とした楽しい学校にするための意見発表や企画
 - ・あいさつ運動やふわふわ言葉運動、黄緑リボン運動の推進
 - ・異年齢集団活動「なかよし大作戦」・「ありがとう大作戦」の推進
 - ・生活目標の各学級における具現化と振り返り



《家庭や地域と連携したアクション》

- 取り組みの発信と協力関係づくり
 - ・ホームページ掲載
 - ・PTA総会や懇談会、学校便り等での取り組みの紹介
 - ・道徳や情報モラル教育の学習参観
 - ・学校協力者会議での報告と協議
- 多くの目での見守りと情報交流
 - ・保護者やスクールガードの方の登下校の見守りや声かけ
 - ・地域行事を通しての人間関係づくり
 - ・気軽に相談できる信頼関係づくり

いじめをしない、させない、見逃さない

《教職員のアクション》

未然防止・早期発見

- 自己有用感・自尊感情を高める。
 - ・集団の中での居場所づくり
 - ・共感的な学級づくり
 - ・分かった、できた実感を伴う授業づくり
 - ・話し合いを生かした授業づくり
- 豊かな人間関係を育む。
 - ・道徳教育の充実
 - ・特別活動の充実
 - 人と関わる楽しさやよさを実感できる体験
 - 集団適応能力を高める学習(ソーシャルスキル・ストレスマネジメント等)
 - 日常の課題解決に向けた話し合い活動の充実
- 生徒指導・教育相談体制の充実
 - ・多くの目・多くの視点・多くの場での子どもの見取り
 - ・報告・連絡・相談(ほうれんそう)体制の強化
 - ・安心して相談できる環境作り
 - アンケート調査の実施(複数の目で確認)
 - 教育相談月間(全児童との個人面談)
 - 担任以外にも気軽に相談できる積極的な取り組み
 - ・いじめの問題に対する意識や実践力を高める研修の実施
 - ・スクールカウンセラーとの連携



早期対応・再発防止

- (いじめ対策委員会を中心とした組織体制)
- いじめにあった子どもへの支援
 - 安心できる環境の保障
 - 明るく充実した学校生活への支援
 - 事実確認→対応→支援→見守り
- いじめた子どもへの指導
 - 反省への指導と和解への援助
 - 背景の把握と課題の解消
 - 事実確認→気づき→反省→行動改善への支援と見守り
- 周囲の子どもへの指導
 - 問題理解と反省への指導
 - 仲間作りへの指導・支援
- 保護者への説明と協力要請
- 発生した事案の分析と未然防止
 - 学校全体としての留意点や改善点を検討